

広島災対連のとりくみ報告

1 立ち退き者連絡会の要求運動

土石流災害砂防堰堤建設に伴う立ち退き者連絡会の事務局として、とりわけ災害義援金の支給枠の拡大に向け、広島市への要求運動を強めました。

砂防堰堤建設は、被災地の安全確保に不可欠な事業として、地域全体から事業推進が求められ、「一年以内の砂防堰堤建設」という目標を逆算して、2015年9月が用地買収の目途とされていました。同時に、砂防堰堤工事では建設予定地の住民が退去・転居を求められる事態になり、土石流災害を免れた住民も転居を余儀なくされました。

立ち退き対象70余世帯の半数に及ぶ34世帯が参加した「立ち退き者連絡会」は、国・県・市への要求組織として、砂防堰堤建設計画説明会の開催、立ち退き者の要求書提出等の運動を進めましたが、焦点とされた2015年9月を経て、土石流災害を受けていないのに立ち退きを迫られる対象者への、災害見舞金支給の実現を強く迫ることになりました。

広島市への要求書提出、説明会の開催、担当課との直接交渉、安佐南区長との懇談等、様々な取り組みを重ねましたが、「土石流被害者への義援金支給」の枠を越えることはできませんでした。

2 災対連全国交流集会・福島現地視察

11月20～22日、仙台・東松山で開催された災対連全国交流集会に参加し、広島からの現地報告を行いました。昨年に続き、災対連全国交流集会の主催団体に加わり、集会の運営に携わることになりました。政府の主導する東日本大震災「創造的復興」が、現地の状況や被災者・被災地の要求を顧みず、文字通りの「災害便乗型」事業に随している経緯が浮き彫りされました。さらに、福島原子力発電所事故に対しても、政府の原発再稼働政策に伴う一方的な「安全宣言」「帰還指示」により支援の打ち切りが画策されている状況が報告されました。

集会にあわせて福島原発被災地の現地視察が行われ、被災後4年半を経ても解決のめどの立たない原発災害の恐ろしさを学ぶことになりました。

3 広島県への要請

毎年行われる国民大運動広島県実行委員会の対県予算要求に、昨年に続き、広島県災対連からの「災害対策要求」を盛り込み、12月24日、広島県に提出しました。

広島県は、災害発生の翌年は、県内危険区域への砂防堰堤建設費の増額等を行いました。その一年後には予算を減額しています。広島県は全国最多の3万2千カ所に上る「土砂災害危険区域」をもち、災害発生前日の県議会で、砂防堤建設終了まで200年かかると答弁し、土石流災害への対応の弱さが批判されていました。さらに昨年3月、大規模災害を受け、「みんなで減災広島県防災条例」を設置しましたが、その柱は、県民が災害の危険を知り、準備し、自ら身を守る力を育てるという「自助努力」であり、ついで地域・事業者に組織する「自主防災組織」による「共助」、最後に、公的な「公助」を置くというものでした。今夏に改定した「未来ビジョン」でも「防災」の柱は県民運動に置かれ、全国最多の危険区域に対処する行政責任を果たす姿勢は極めて乏しいと言えます。

災害への対処とともに、今後も起こりうる様々な災害による被災者支援の施策として、県独自の助成制度や、災害多発県に不可欠な担当部局の設置による危険区域の洗い出し、対応策の整備、必要な人員の配置、県独自の支援制度など、行政施策の拡充をさらに求めていく必要があります。

4 砂防堰堤視察行動

本年3月末までにすべての砂防堰堤工事を終了という当初計画は、用地買収をはじめとする手

続きもあり、年度内まで連れ込みましたが、梅雨時期を前にした本年6月までにほぼ終了する運びとなりました。

地元住民からの要求もあり、国・県は現地での砂防堰堤工事見学・説明会をたびたび開き、工事の状況を公開しています。広島県災対連として、地元説明会に参加して状況を知るだけでなく、独自の現地視察を2月7日・5月21日の2回行い、砂防堰堤工事の状況を見てきました。最優先に指定された砂防堰堤の工事はほぼ終了し、被災現地には谷すじごとに巨大な砂防堰堤が25基建設されています。

同時に、今回建設された砂防堰堤は、基本的に「管理型堰堤」とされ、堰堤内側に土石をせき止めるが水流は防がないもので、堰堤内の土石を定期的に浚渫・撤去するための管理道路が必要となります。管理道路の工事は今後も継続される模様です。

引き続き、現地の状況を監視していく必要があります。

5 災対連全国署名・中央省庁要請行動

昨年まで行ってきた「被災者支援制度の拡充を求める災対連全国署名」は、昨年5月に国会に提出されましたが、昨年国会終了を持って審議未了とされました。

全国災対連から、激動の国会情勢の中ではあるが、第190国会に再度、全国署名を提出する提起があり、広島県災対連もこの提起に応え、昨年秋以降、新署名に取り組みました。

災害被災者の住宅再建支援の上限を300万円から500万円に引き上げること、支援対象を改善し、全壊・大規模半壊だけではなく半壊などの他の被災にも適用することなど、広島の要求も反映した新署名は今年5月の全国要請行動に向けた、緊急行動となりました。

5月11日の災対連全国要求行動に、広島県災対連も1名が参加して署名を提出し、関係省庁への要請行動を行っています。

6 熊本地震支援行動

本年4月に発生した熊本大地震は、二回の本震、大規模な余震が続くなど、東日本大地震とは違う形で現地に大きな被害をもたらしました。

広島県災対連として、発災後二ヶ月の6月13～15日に12人が県災対連として、夏休み期間に入った8月8～10日に全教広島から8人が現地支援センター・全国災対連の呼びかけに応じて支援活動に入りました。さらに8月末、全労連の要請に応え広島県労連労働相談センターから現地の労働相談に栗栖相談員が参加、9月に呼びかけられた全国災対連の現地視察行動・現地対策会議に2名が参加しました。

発災後半年余を経ても、現地の復興はほとんど進んでいない状況が、支援行動で明らかになりました。6・8・9月の現地入りでは、倒壊家屋の撤去・解体・整備がほとんど手つかずでした。

現地復興本部の復興計画には阪神・淡路大震災で「創造的復興」を手がけたスタッフが同様の「創造的復興」を提起していること、災害認定が極めて厳しく、多くの被災家屋が「全壊・大規模半壊」ではなく「半壊」とされ、災害義援金の支給対象とされていないこと、地震により地域の水脈が寸断され農業・生活等に多大な影響が出ていること、地盤沈下が激しい被災中心地では大規模な地域整備がないと住宅再建の目処が立たないこと、6月の集中豪雨で土砂崩壊など更なる被害が発生しており、複合的な災害の様相を見せ始めています。

現地支援センターは9月で閉鎖されますが、被災地では今後も膨大な支援が求められる状況であり、広島県災対連として今後も取り組みを続ける必要があります。

■国・県・市への要請内容■

(1) 国に対して

- ① 広島市土石流災害の砂防堰堤工事による立ちのき対象者に対して、災害被災者生活再建支援法の支援限度額は、住宅再建者への支援金 300 万円が上限です。この金額では中古住宅の購入も出来ません。上限額の大幅な増額を求めます。
さらに、住居の再建に必要な期間の生活保障の制度化を求めます。
- ② 災害被災者生活再建支援法の適用は、災害による家屋全壊・大規模半壊等に限られ、半壊以下の被害に対しては適用されません。適用範囲の拡大を求めます。
- ③ 災害被災者生活再建支援法は、被害を受けた自営業者等の営業や施設・原材料等への損失補填、営業停止期間中の生活保障には適用されません。適用範囲の拡大と制度の柔軟な活用を求めます。
- ④ 災害を受けた後の復旧・復興事業、防災・減災事業のための防災・減災事業を進めれば多くの住民が移転を余儀なくされますが、現在の用地買収は一般公共事業の制度しかなく、災害を前提にした制度はありません。元の場所に住まいをたてることさえ困難な状況を勘案し、災害に関わる用地買収制度を整備し、新しい住まいを確保できるよう、補償制度を整備して下さい。

(2) 広島県に対して

- ① 広島市土石流災害の防災事業を速やかに完成させることを求めます。
- ② 県内 3 万 2000 カ所の「土砂災害危険区域」の調査を速やかに終了させ、土砂災害防止法に基づく危険区域指定を求めます。
- ③ 県内全域の危険地帯に対する防災・減災事業推進計画を整備し、人員と予算を確保して、速やかに終了させてください。
- ④ 県内の公共施設の安全度を早急に再点検し、点検結果を県民に公表するとともに、災害時の緊急避難施設として活用できるよう、施設の改善・改修、災害防護機能の強化を求めます。
- ⑤ 県内で今後も災害が起こることを想定し、県営住宅を増やし、県民の住居を確保する施策を早急に拡充するよう求めます。
- ⑥ 県内市町が災害対策と被災者支援制度を拡充できるよう、県内市町を支援する体制を整え、同時に、地方自治体の防災・減災、被災者支援への組織・財政制度の強化を国に働きかけることを求めます。

(3) 広島市および県内市町に対して

- ① 県内の多くの住民が、現在、土砂災害を始め危険な区域に居住しています。住民に一刻も早く危険の実態を伝えるとともに、防災・減災、もしくは転居の政策を、対象の住民を加えて十分に協議し、「安全ビジョン」の整備を進め、安全に暮らせる居住地にして下さい。
- ② 災害や防災、もしくは災害の危険を避けるために退去・転居を余儀なくされる住民にたいし、国は公共用地買収制度を適用し、県・市町村もそれに準じた価格設定しか行っていません。この基準は対象者が他の場所に住宅を再建出来る金額にとうてい届かないことが明らかになっています。住宅再建額が確保できるよう、差額を県・市が・町で補填する制度を確立して下さい。
- ③ 災害時の被災者支援制度を県・市・町毎に整備し、支援制度に対応した行政の組織体制を整えて下さい。災害への対応と市の支援制度を分かりやすく説明するガイドブックを作成し、住民に配布して下さい。
- ④ 地域と住民の実情にあったハザードマップや災害対応マニュアルをつくり、災害対応について住民を含めた政策論議を進めるとともに、すべて住民に災害に関わるマップやマニュアルを配布して下さい。